

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊春日井駐屯地  
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5QHY1KG02620	5RSL1AF0085 0001						
品名 または 件名							
産業廃棄物（1次電池類）の収集運搬・処分 ほかに1件							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
春日井駐業				春日井駐屯地業務隊			
搬 入 場 所				納 期 また は 工 期			
補給科 松浦1曹 (324)				令和8年3月31日 (火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書によるものとし、会計隊事務室に備え付ける。

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない  
入札日時場所：令和7年10月17日（金）13時20分 春日井駐屯地会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 違約金について

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約条項について

陸上自衛隊で使用する入札及び契約心得並びに標準契約書は、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載しています。

### (3) 別紙のとおり

## 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び、第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度全省庁統一資格「役務の提供等」D等級以上に格付けされ、東海・北陸地区の競争参加資格を有する者、及び産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可をうけているもの。
- (3) 防衛省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について、入札参加者は、入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行うものとする。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基く指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

## 2 落札決定方法

- (1) **総品目総額決定（消費税抜）**
- (2) すべての品目について同等品は可とするが、同等品で見積もる場合は、入札日前日までに承認を受けるものとする。
- (3) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。（同価の場合は抽選決定）
- (4) 入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。なお、軽減税率を適用する物品については、入札書に記載された金額に8%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

## 3 仕様書及び入札書の配布

当会計隊事務室にて配布する。

## 4 入札及び契約条件

違約金：落札者が契約を結ばない場合、落札金額の100分の5以上、落札者が契約締結後その義務を履行しないときは契約金額の100分の10以上を徴収する。

## 5 入札の無効

- (1) 第1項で示した入札資格のない者の入札、入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (2) 指定の時間に遅れた入札。
- (3) 入札金額及び入札者氏名が判明し難い入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札。

- (5) 入札書の内容の訂正に押印、若しくは署名のないもの及び親金額の訂正
- (6) 同一業者がした2以上の入札

#### 6 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項とする。

#### 7 契約書の作成

落札決定後、速やかに作成する。(契約金額が100万円未満の場合は作成省略)

#### 8 公告掲示場所

本公告は、陸上自衛隊春日井駐屯地、守山駐屯地、久居駐屯地、豊川駐屯地各会計隊ほか中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/> に掲示してあります。

下記QRコードからでも閲覧が可能です。



#### 9 その他

- (1) 電信・電話、FAXによる入札は認めない。[新型コロナウイルス又はインフルエンザウイルス等による感染防止のため、郵便入札（持参可）のみとする。](#)なお、郵便入札の締切は入札日の直前の平日までとする。
- (2) 再度入札になった際は、別途通知する。
- (3) 入札参加者は資格審査結果通知書（写）、産業廃棄物収集運搬業又は処分業の許可書（写）を入札日の前日までに郵送又はFAXにより提出すること。
- (4) 代理人による入札の場合は、入札執行に先立ち委任状を提出すること。（書式は随意）
- (5) 市場価格調査にご協力ください。**入札書と同封は避けてください。**
- (6) 入札に関する事項の問い合わせ先

〒486-0803

愛知県春日井市西山町無番地 陸上自衛隊春日井駐屯地

TEL 0568-81-7183

FAX 0568-81-9072

入札関係 担当：岩崎（内線378）

仕様書に関する事項 業務隊管理科 綾戸（内線372）

規格に関するお問い合わせは各担当者へお願いします。



陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
産業廃棄物（一次電池類）の収集運搬・処分	春日井駐業補-C-Z030008	
	作成	令和7年4月25日
	変更	
	春日井駐屯地業務隊	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、春日井駐屯地において実施する産業廃棄物（一次電池類）の収集運搬・処分について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、次によるほかGLT-CG-Z000001ACによる。

### 1.3 一次電池類

リチウム電池、アルカリ電池、マンガン電池のことをいう。

### 1.4 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### 1.5 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

### 1.6 関連文書

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

契約相手方は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という）”、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物情報の提供に関するガイドラインに基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を適正に実施する。

### 2.2 役務場所

陸上自衛隊春日井駐屯地 集約倉庫（第280号隊舎）

### 2.3 役務期間

契約締結後～令和8年3月31日とし、細部については官側と調整し決定する。

調整先は、春日井駐屯地業務隊補給科補給班通信器材係（内線324）

### 2.4 処理の対象及び排出数量

処理対象	排出数量（数/Kg）
一次電池類（アルカリ電池）	1029本/約24.7Kg

### 2.5 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

### 2.6 作業条件 作業条件は次による。

- a) **費用負担** 作業に必要な一切の費用は契約相手方の負担とする。
- b) **危険負担** 作業実施間における一切の責任は、官側の責に帰すべきものを除き、全て契約相手方が負う。
- c) **清掃** 作業終了後に作業によって発生した汚れ等を清掃すること。

### 3 品質保証

監督及び検査は、搬出時に監督官が検査官の立会を求めるとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に基づき実施するほか、契約相手方及び官側双方が調達要領指定書をもって、当該産業廃棄物の品目が確実に搬出されていることを確認する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 「産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証（写し）」 1部を契約後速やかに契約担当官に提出すること。
- b) 「受領書」 受領した一次電池及び二次電池類量を記載した受領書を係官に提出すること。
- c) 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」 収集した一次電池類の運搬・処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施し、最終処分後、マニフェストを提出すること。

#### 4.2 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊春日井駐屯地（以下、“駐屯地”という。）の立入りに際しては、所定の立入り手続きを行う。
- b) 駐屯地の中で行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行う。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接または間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、整備実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

#### 4.3 安全管理

契約の相手方は、安全に関する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって契約担当官等の指示を受ける。

#### 4.4 完成検査

最終処分後のマニフェスト提出をもって検査合格とする。

#### 4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関する疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
産業廃棄物（二次電池類）の収集運搬・処分	春日井駐業補-C-Z030010	
	作成	令和7年5月21日
	変更	
	春日井駐屯地業務隊	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、春日井駐屯地において実施する産業廃棄物（二次電池類）の収集運搬・処分について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語の定義は、次によるほかGLT-CG-Z000001ACによる。

#### 1.2.1 二次電池類

リチウムイオン電池、ニッケルカドミウム電池（ニカド電池）、ニッケル電池、小型シール鉛蓄電池のことをいう。

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### 1.4 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年9月23日政令第300号）

### 1.5 関連文書

廃棄物情報の提供に関するガイドライン

## 2 役務に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

契約相手方は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、“法”という）”、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物情報の提供に関するガイドラインに基づき、産業廃棄物の収集、運搬及び処分を適正に実施する。

### 2.2 役務場所

陸上自衛隊春日井駐屯地 集約倉庫（第280号隊舎）

### 2.3 役務期間

契約締結後～令和8年3月31日とし、細部については官側と調整し決定する。

調整先は、春日井駐屯地業務隊補給科補給班通信器材係（内線324）

### 2.4 処理の対象及び排出数量

処理対象	排出数量（数/Kg）
二次電池類（ニカド電池）	17本/約7.82Kg

### 2.5 機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

### 2.6 作業条件 作業条件は次による。

- a) **費用負担** 作業に必要な一切の費用は契約相手方の負担とする。
- b) **危険負担** 作業実施間における一切の責任は、官側の責に帰すべきものを除き、全て契約相手方が負う。
- c) **清掃** 作業終了後に作業によって発生した汚れ等を清掃すること。

### 3 品質保証

監督及び検査は、搬出時に監督官が検査官の立会を求めるとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に基づき実施するほか、契約相手方及び官側双方が調達要領指定書をもって、当該産業廃棄物の品目が確実に搬出されていることを確認する。

### 4 その他の指示

#### 4.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 「産業廃棄物収集運搬業・処分業許可証（写し）」 1部を契約後速やかに契約担当官に提出すること。
- b) 「受領書」 受領した二次電池類量を記載した受領書を係官に提出すること。
- c) 「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」 収集した二次電池類の運搬・処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき実施し、最終処分後、マニフェストを提出すること。

#### 4.2 保全

保全は、次による。

- a) 陸上自衛隊春日井駐屯地（以下、“駐屯地”という。）の立入りに際しては、所定の立入り手続きを行う。
- b) 駐屯地の中で行動（出入門手続き、火気取り扱い、作業用通路など）は、駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。なお、やむを得ず作業地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行う。
- c) 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、直接または間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。
- d) 契約の相手方は、官側の施設内の場合、整備実施場所以外においても無許可の撮影をしてはならない。

#### 4.3 安全管理

契約の相手方は、安全に関する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底するものとし、必要によって契約担当官等の指示を受ける。

#### 4.4 完成検査

最終処分後のマニフェスト提出をもって検査合格とする。

#### 4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関する疑義を生じた場合は、契約担当官等に申し出てその指示を受ける。

## 市場価格調査書

調達要求番号	5RSL1AF0085
契約実施計画番号	5QHY1KG02620

提出期限：令和7年10月10日(金) 10時00分

下記のとおり、市価調査にご協力をお願い致します。 各項目に記入の上、  
FAX（0568-81-9072）により送信をお願い致します。 陸上自衛隊春日井駐屯地会計隊 担当：春日井

※市場価格とは

市場の中での取引価格であり、入札（見積）する金額とは異なりますのでご注意ください。

※金額の内訳がわかる書類を添付して下さい（自社様式で構いません）。

分任契約担当官陸上自衛隊春日井駐屯地  
第408会計隊春日井派遣隊長 岩崎 一也 殿

住所・会社名・代表社名・担当者氏名・担当者連絡先

金額 ￥

(各金額には消費税を含まない)

(単位：円)

品名	規格	単位	数量	単価	金額	担当者	調達要求番号
産業廃棄物（1次電池類）の収集運搬・処分	仕様書のとおり	ST	1.00			春日井駐業 春日井駐屯地業務隊 補給科 松浦1曹（324）	5RSL1AF0085
産業廃棄物（2次電池類）の収集運搬・処分	仕様書のとおり	ST	1.00			春日井駐業 春日井駐屯地業務隊 補給科 松浦1曹（324）	5RSL1AF0085
以下余白							
合計							
納入（履行）場所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納期（履行期限）				令和8年3月31日	
契約保証金	免除	入札（見積）書有効期間				令和8年3月31日	

# 入札書

調達要求番号	5RSL1AF0085
契約実施計画番号	5QHY1KG02620

金額 ¥

(消費税及び地方消費税を含まない。)

提出期限：令和7年10月16日(木) 17時00分

品名	規格	単位	数量	単価	金額
産業廃棄物（1次電池類）の収集運搬・処分	仕様書のとおり	ST	1.00		
産業廃棄物（2次電池類）の収集運搬・処分	仕様書のとおり	ST	1.00		
以下余白					
合計					
納入（履行）場所	陸上自衛隊春日井駐屯地	納期（履行期限）			令和8年3月31日
契約保証金	免除	入札（見積）書有効期間			令和8年3月31日

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

※金額の内訳がわかる書類を添付して下さい（自社様式で構いません）。

令和7年10月17日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第408会計隊春日井派遣隊長

岩崎 一也 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名  
担 当 者 名  
連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること。

## 入札参加申込書

分任契約担当官  
陸上自衛隊春日井駐屯地  
第408会計隊春日井派遣隊長 殿

件名	産業廃棄物（1次電池類）の収集運搬・処分 ほか1件
会社名	
代表者名	
法人番号	
住所	〒 _____
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
担当者名	

本件担当	陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊長 春日井
TEL	0568-81-7183（内線378）
FAX	0568-81-9072

※入札を辞退する際は必ず一報してください。

↓官側で記載します。

チェック	コメント
<input type="checkbox"/>	入札参加申込書を受領しました。
<input type="checkbox"/>	資格審査結果通知書を受領しました。
<input type="checkbox"/>	市場価格調査書を受領しました。
<input type="checkbox"/>	月 日 時 分に入札書を受領しました。